

生徒心得

西高生としての自覚のもとに生徒心得・各種規程等を遵守し、生徒の本分を全うするよう努め、よりよい校風の創造を図る。

1 礼儀について

常に相手の立場を遵守する礼儀を身につけ、教職員・来客に対してはもちろん、友人間においても礼を尽くす。

2 校内生活について

- (1) 身分証明書は常に携帯する。
- (2) 登校時間は8時30分までとする。完全下校時間は、課業日は19時00分、休業日は17時00分とする。
- (3) 校内生活は日課表に従い、時間を厳守する。
- (4) 授業は真剣に取り組み、学力の向上に努める。
- (5) 各種集会等では、自主的に整列し静粛にする。
- (6) 生徒間で良識に反する行為は慎む。

3 服装等について

服装等は端正で品位のあるものとし、別途定める「服装等に関する規程」に従う。

4 公共物愛護について

- (1) 校舎内外の清掃美化に努める。
- (2) 学校の施設・設備を大切に使う。

5 校外生活について

- (1) 西高生としての自覚と良識を持って行動する。
- (2) 常に交通道德を守る。
- (3) 外出の際は家族に伝え、午後10時までに帰宅する。

6 諸届・願について

届出・願い出の必要な場合は別記の諸届・願一覧表の手続きに従って速やかに提出し、指示を受ける。

7 アルバイトについて

アルバイトは原則禁止とする。特別な事情がある場合には保護者からの申し出の上、別途審議し許可する。（許可制）また、長期休業中については届け出制とする。

服装等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、本校生徒の服装及び頭髪などの基準を定め、本校生徒としての品位を保つことを目的とする。

第2条 正装は本校指定のものとし、長袖ワイシャツ及びネクタイを着用する。

2 正装を指定された日以外は、本校指定の替えスラックス、替えスカートを着用することができる。

3 夏季（6月～9月）には、上着およびネクタイを着用しなくてもよい。

（公式行事の服装）

第3条 公式行事は、正装とする。

2 夏季における公式行事は夏季略装服でもよい。

（ベスト・コート・冬の防寒着について）

第4条 ベストは本校指定のものとする。

2 冬季においては、コート類の着用が望ましいが、その場合、華美なものをさけ、制服に合うものを着用する。

3 防寒着についてはブレザーの中に華美でないVネックセーターやカーディガンの着用を認める。

（鞆）

第5条 通学用鞆は、学習用具が収容できるものを使用する。

（頭髪・化粧・装飾）

第6条 頭髪は、品位を保ち、清潔で清楚に保つ。

2 化粧及びアクセサリー類は禁止する。